

手数料に関する事項

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
1. 求人・求職の申込みを受けた求人者・求職者に提供 する紹介サービスおよびこれに付随するサービス	1. 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間支払われる賃金の30%とします。 なお、上記を上限に求人条件その他の状況により求人者と特別に合意した場合は、その金額とします。 手数料の負担者は求人者とします。

※1.労働契約における契約期間が1年に満たない場合は、契約期間を1年間とした場合の年間想定賃金を算定基礎とします。
※2.上記手数料に消費税は含まれておりません。

スタッフ・パートナーズ株式会社
名古屋市中区錦一丁目13番19号 ネオハイツ錦807号